

平成29年12月20日

## タクシー運賃の改定手続きを行なわないこととなりました。

平成29年9月19日付けで山口県の中央交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可（運賃改定）の申請があり、以降29者からこれに同調する申請がありましたが、3ヶ月間の受付期間中に適用地域事業者全体車両数の7割以上（※）に達しなかったことから、中国運輸局は運賃改定手続きを行なわないこととなりました。

運賃改定申請受付期間	平成29年9月19日 ~ 平成29年12月18日		
申請運賃適用地域	山口県地区		
申請状況	全事業者 120者	申請事業者 30者	
	全車両数 2,349両	申請車両数 1,078両	（申請車両比率：45.89%）

### 参考

- 過去の運賃改定状況（山口県地区）  
前回改定 平成20年3月1日実施
- 中国地方の運賃改定状況  
広島県A地区 平成19年11月26日実施  
広島県B地区 平成27年11月20日実施  
岡山県 平成27年11月28日実施  
鳥取県 平成27年11月20日実施  
島根県本土 平成26年4月1日実施  
島根県隠岐 平成27年7月23日実施

### ※7割ルール

タクシー運賃は個別事業者ごとに設定を行い、個別認可を受けることになっているが、地域の標準的な原価を算定する必要があるため、一定程度以上の標準能率事業者を選定する必要がある。

行政コストの観点から、膨大な数の事業者の申請を個別審査することは困難であるため、制度上の制約と現実的な必要性から「法人全車両数の7割以上の申請があった場合に運賃改定手続きを開始する」7割ルールが通達で定められている。

### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車交通部旅客第二課  
担当：<sup>もんづつみ</sup>門包、<sup>おにむら</sup>鬼村  
TEL：082-228-3450  
FAX：082-228-3452

山口運輸支局 輸送・監査担当  
担当：<sup>たかやま</sup>高山  
TEL：083-922-5336  
FAX：083-923-1036

### 【資料配付先】

（広島地区）：JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、県政記者クラブ  
（山口地区）：県政記者クラブ